曽於市ケアマネジメントに関する基本方針

**Ⅰ　方針の根拠**

平成29年地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律におい

て,高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組みが制度化された。この制度化に伴

い保険者機能強化推進交付金に係る評価指標項目にケアマネジメントについては,「高齢者の自

立支援・重度化防止等に資するように,介護支援専門員に対して保険者の基本方針が伝えられて

いるか」が設定されている。

　自立支援・重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう基本方

針を保険者と介護支援専門員が共有できるよう作成する。

**Ⅱ　法の理念**

　　　　介護保険制度の基本理念である尊厳の保持と自立支援であり,保険給付については,介護保険法

第2条において要介護状態等の悪化の軽減・防止に資するように行うことが定められている。

　また,被保険者の選択に基づき,適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者また

は施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならないとされている。

**Ⅲ　基本方針**

　　　○ケアマネジメントは,その利用者が可能な限りその居宅において,自立した日常生活を営むこと

のできるように配慮して行う。

　　　○ケアマネジメントは,利用者の心身の状況,その置かれている環境等に応じて,利用者の選択に

基づき,利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために,適切な保健医療サービスなら

びに地域の予防活動等の場が,当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供さ

れるよう配慮する。

　　　○ケアマネジメント受託者は,ケアマネジメントの提供に当たっては,利用者の意思および人格を

尊重し,常に利用者の立場に立って,利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の事

業者に不当に偏ることのないよう,公正中立に行う。

　　　○ケアマネジメント受託者は,事業の運営に当たっては,市・指定居宅介護支援事業者,指定介護サ

ービス事業者・指定地域密着型介護サービス事業者・介護保険施設・住民による自発的活動に

よるサービスおよび地域の予防活動等を含めた地域におけるさまざまな取組みを行う者等との

連携に努める。

　　　○ケアマネジメント受託者は,利用者の人権の擁護,虐待の防止等のため,責任者を設置する等必要

な体制の整備を行うとともに,その職員に対し,研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

　　　○自立支援のためのケアマネジメントを行っていくために,介護給付適正化推進プログラムに基

　　　　づき,国の指針に掲げる5事業「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修の点検」

　　　　「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」のほか地域ケア会議や実地指導などを通

　　　　して,保険者としての支援を行う。